

議案第45号

木津川市水道事業給水条例の一部改正について

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月7日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）」の公布により、「水道法（昭和32年法律第177号）」の一部が改正され、水道事業の整備及び管理に関する業務が厚生労働省から国土交通省へ移管されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業給水条例（平成19年木津川市条例第196号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（給水装置の新設等の申込み） 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。	（給水装置の新設等の申込み） 第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第37条 (略)	2 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第37条 (略)
2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>国土交通省令</u> で定め	2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の <u>厚生労働省令</u> で定め

<p>る給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省</u>令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者。ただし、第46条に該当する場合を除く。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>る給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省</u>令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者。ただし、第46条に該当する場合を除く。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。